地域移行型ホーム・退院支援施設のあらまし（案）

	地域移行型ホーム	精神障害者退院支援施設	
		病棟設備を転用する場合	外で設置する場合
法律位置付け	共同生活援助、共同生活介護	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援の加算事項	
定員規模	○事業の最低定員：4人以上 ○1住居当たり20人（知事の個別承認で30人）まで（既存建物の活用に限定）	20人以上60人以下	20人から30人程度
居　　室	○原則として個室 ○1人当たり床面積：7．43㎡以上	○1室当たり4人以下 ○1人当たり床面積：6㎡以上	○原則として個室 ○1人当たり床面積：8㎡以上
設　　備	居間又は食堂、台所、洗面設備、便所等	食堂、浴室、洗面設備、便所等	
人員配置	【共同生活援助の場合】 ○世話人　10：1以上 【共同生活介護の場合】 ○世話人　6：1以上 ○生活支援員　（区分3）9：1以上 （区分4）6：1以上 （区分5）4：1以上 （区分6）2.5：1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者　30：1以上	【生活訓練の場合】 ○生活支援員　6：1以上 【就労移行支援の場合】 ○職業指導員・生活支援員　6：1以上 ○就労支援員　15：1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者　1人 ○夜間の生活支援員　1人以上	
報酬基準（日単位）	○共同生活援助：171単位 ○共同生活介護（区分2）：210単位 （区分3）：273単位 （区分4）：300単位 （区分5）：353単位 （区分6）：444単位	＜定員40人以下の場合＞ ○生活訓練：639単位　→ 1月（22日）分：14,058単位 ○就労移行支援：736単位　→ 1月（22日）分：16,192単位 ○精神障害者退院支援施設加算 〈宿直体制〉115単位　→ 1月（30日）分：3,450単位 〈夜勤体制〉180単位　→ 1月（30日）分：5,400単位	
備　　考	○原則2年の利用期間 ○外部の日中活動サービス等を利用	○2年乃至3年の標準利用期間（日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が付属） ○精神病棟転換によって設置（病棟設備の転用又は病棟建物外での設置）	